

新型コロナウイルス感染症に係る大分市の各種支援についてお知らせします

大分市では、「コロナウイルスに関連する重篤者を出さないこと」「コロナウイルスの影響により市内の企業が倒産することがないこと」を目指して取り組んでおり、感染防止に取り組む施設や事業所、団体への支援や影響を受けた事業主、個人に対して、費用の補助等によりさまざまな支援を行っています。

1. 個人・事業者・テナント入居者の上下水道料金を免除します
2. 中小企業者・小規模事業者等への家賃支援について
3. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について
4. 商店街の感染防止対策費用を補助します
5. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています
6. 医療機関への利子補給を行っています

1. 個人・事業者・テナント入居者の上下水道料金を免除します (下水道使用料も対象としました)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した個人・事業者・テナント入居者について、2月請求分(12月・1月使用水量分)、3月請求分(1月・2月使用水量分)のいずれかの上下水道料金を免除します。前回(6月・7月請求分)の免除を受けた方も対象となりますが、再度申請が必要です。

	個人	事業者	テナント入居者 (ビル等に入居する事業者)
対象	市の新型コロナ関連助成を受けている方	令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	
免除額	全額免除		ビル等のオーナーの上下水道料金を減免し、テナントの上下水道料金相当額を免除
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金免除申請書兼誓約書 ・市の助成金等の支援を受けたことが確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金免除申請書兼誓約書 ・前年同月比で売上が50%以上減少していることが確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金減免申請書兼誓約書 ・前年同月比で売上が50%以上減少していることが確認できる書類 ・テナント入居者がビルオーナーへ支払った上下水道料金が確認できる書類
申請期限	令和3年3月31日(水)必着		
提出先	〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送での申請をお願いします)		

【上下水道局 営業課 097-538-1211】

2. 中小企業者・小規模事業者等への家賃支援について

新型コロナウイルス感染症の第3波による影響を受けている中小企業者・小規模事業者等に対して、大分市内の店舗等の家賃の一部を補助します。

- 対象条件 (1) 令和2年11月～令和3年2月のいずれかの月の売り上げが対前年同月比で50%以上減少している店舗等
(2) 中小企業者・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）
(3) 市内に賃貸借契約等による店舗等があること
- 補助額 市内にある店舗等にかかる家賃相当額の4/5で算出された額（上限8万円）の3倍（最大24万円）※家賃、共益費、駐車場費
- 申請期間 令和3年2月15日（月）～
- コールセンター 電話番号：0120-933-037
対応時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

【商工労政課】

3. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した者で、セーフティーネット保証4、5号、危機関連保証の認定を受けた市内の中小企業者・小規模事業者等に対して、運転資金（上限3,000万円）にかかる利子額を補給します。

<参考>大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金

- 融資対象者 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1カ月の売上が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売高等が3%以上減少することが見込まれる、県内中小企業者・小規模企業者・個人事業主（フリーランス含む）。
- 受付期間 令和2年3月5日（木）～令和3年3月31日（水）
- 融資条件 融資限度額：設備・運転資金：1億6,000万円
融資期間：10年以内（うち据置2年以内）
融資利率：10年以内1.3%
保証料率：年0%（国のセーフティーネット保証または危機関連保証の認定あり）
年0.35%（認定なし）
- 申込窓口 指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

【創業経営支援課 097-585-6029】

4. 商店街の感染防止対策費用を補助します (商店街活性化事業補助金〈商店街イメージアップ事業〉)

市民が安心して商店街で買い物ができるように、商店街において新型コロナウイルスの感染防止対策を講じることができるように、消毒液やマスク購入等に係る費用を補助します。新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生管理事業のほか、テイクアウト事業、顧客誘致事業等に活用できます。

対象者	市内の商店街団体
補助率	10分の10
補助限度額	1商店街につき100万円
対象期間	令和3年1月1日(金)～3月31日(水)
申請期間	令和3年1月4日(月)～3月31日(水)

【商工労政課 097-537-5959】

5. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています

- (1) 市営住宅の家賃減額措置を行っています
市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方に対し、減免基準に基づき家賃を減額しています。
- (2) 市営住宅の提供を行っています
新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住宅の確保が困難となった方に対し、一時的に使用できる市営住宅を提供しています。
- (3) 市営住宅の入居要件を緩和しています
市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている方については、例外として入居できます。

【住宅課 097-537-5634】

6. 医療機関への利子補給を行っています (大分市医療機関運営資金貸付金利子補給金)

新型コロナウイルスの影響により運転資金として金融機関から借り入れを行った医療機関に対して利子補給を行っており、このたび対象を拡大して、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関を追加します。

対象者	新型コロナウイルスの影響により休業又は新規受入れ停止など事業を縮小した医療機関に加え、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関
補給要件	運転資金として金融機関から受けた融資
補給期間	最大3年間

【保健総務課 097-536-2222】